

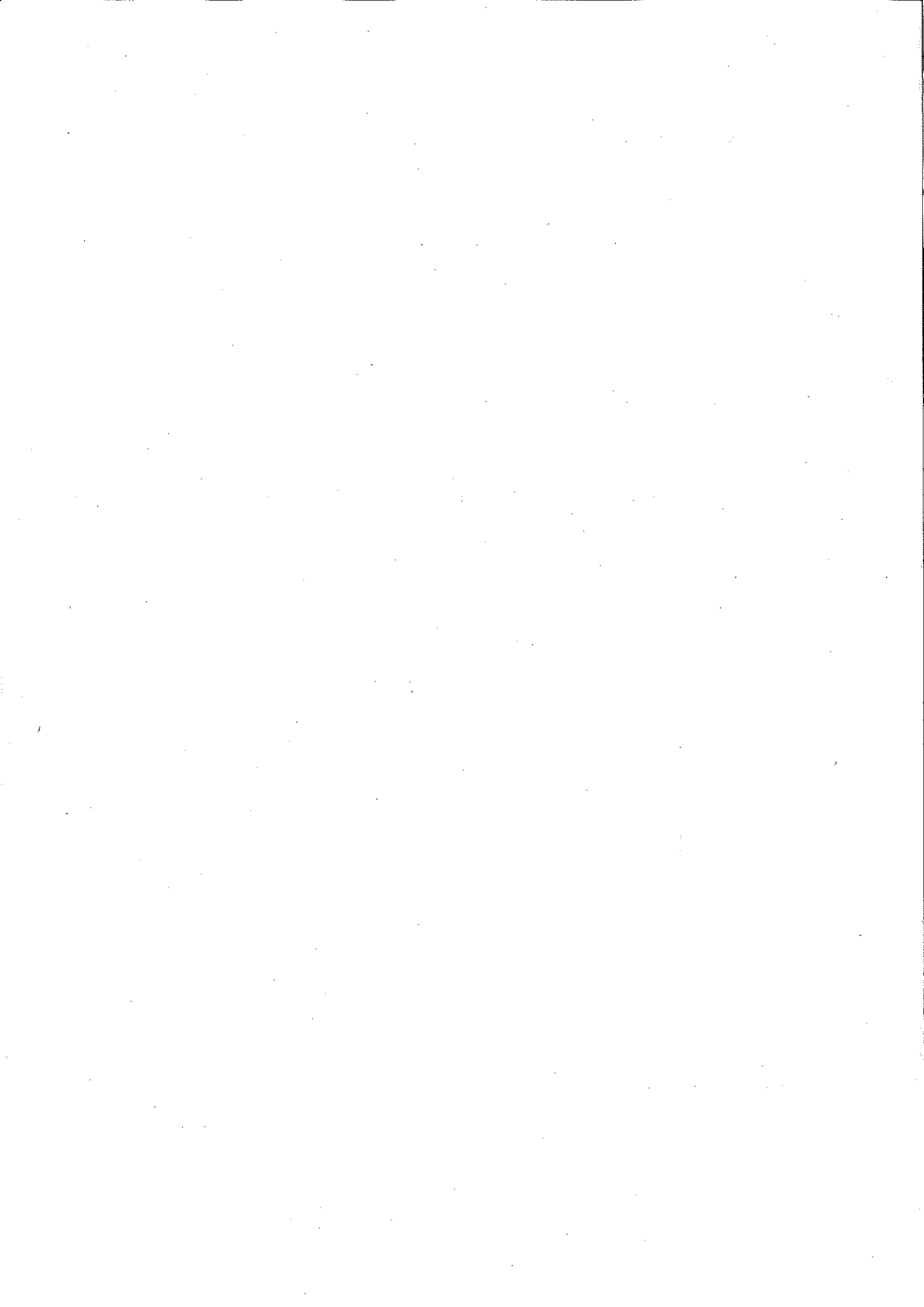
三重県豚コレラ本庁対策本部員会議事項書

日時：平成31年2月6日 14時30分～

場所：講堂

1. 愛知県における豚コレラ発生に伴う本県での対応について

2. 豚コレラ発生時の対応について



1 愛知県における豚コレラ発生に伴う三重県での疫学関連家畜飼養農場の対応について

平成31年2月6日 14時30分

(1) 経緯

愛知県庁から、愛知県豊田市の養豚場(6000頭飼養)が豚コレラの疑い事例の発生となる可能性がある旨及び、この農場から1月14日に、本県の農場へ子豚を82頭出荷している旨の連絡があり、県内の農場(200頭飼養)が疫学関連家畜飼養農場(※)となる見込みとなりました。

※ 疫学関連家畜飼養農場とは

病性等判定日から遡って28日以内に発生農場の衛生管理区域内に出入りした人、物、車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域内に出入りした場合、疫学関連飼養農場となる可能性があり、農林水産省と協議することとなっています。疫学関連飼養農場となった場合は、飼育豚等の移動制限、飼育豚の血清抗体検査等を実施することになっています。

(2) 対応状況等

① 昨日(2月5日)、愛知県の養豚農場で豚コレラの疑い事例の発生が確認されたため、農場の疫学関連の検査を開始し、22時から、中央家畜保健衛生所にて国から指示のあった4項目の検査(血清抗体検査、抗原検査、白血球数測定検査、血液像検査)を実施しました。

② 4項目の検査のうち、血清抗体検査及び抗原検査の結果は、本日(2月6日)朝に、他の2項目の検査(白血球数測定検査、血液像検査)は10時55分に検査結果が判明し、すべての検査で異状が認められませんでした。11時から、国と協議を開始し、12時には、国から連絡が入り、疫学関連家畜飼養農場から解除されました。

なお、疫学関連家畜飼養農場指定から除外されたため、通常の飼養管理に戻り、国の定める衛生管理プログラムの適用はなくなりましたが、本県では、独自の取組として、2月11日(出荷予定日)まで、異状の有無の報告を求めるとともに、次期出荷(2月11日)の直前には家畜保健衛生所が立ち入り検査を実施し、臨床症状の確認を実施することとしています。

2 豚コレラ発生時の対応について

(1) 県の検査で陽性が確認された場合の対応について

農場から飼養豚に異状が認められた場合、家畜保健衛生所は農場にて、臨床症状を確認するとともに、血清抗体検査、抗原検査、血液検査（白血球数測定検査及び血液像検査）を実施することとなっており、その検査が万が一陽性となっていた場合は、すみやかに三重県豚コレラ対策本部を立ち上げ、防疫措置の準備に着手するとともに、国と対応方針を協議します。

（参照：別紙1 三重県の豚コレラ検査対応フロー）

なお、国との協議で、国（動物衛生研究部門）での確定検査が必要とされた場合は更に1日、防疫措置（全頭殺処分）開始が先送りされることとなりますが、本部員会議を開催し、情報共有を行い、防疫措置（全頭殺処分）の準備を進めることとなります。

（通常の場合は、国の確定検査が必要とされていますが、岐阜県の事例は、岐阜県の検査で疑似患畜確定となっていました。）

なお、国との協議の結果、県の検査結果をもって、疑似患畜（豚コレラ発生）と確定されれば、本部員会議を開催し、防疫方針を定め、本疾病の防疫措置（全頭殺処分）にあたることとなります。

(2) 農場の公表について

豚コレラの場合においても、鳥インフルエンザと同様に、検査において、陽性となった場合のみ、市町名、飼養頭数の記載をすることとしている。

参照 別紙2

陰性の場合、国の指導において、風評被害につながる恐れがあるため、市町名は公表しないこととしている。

<メモ>

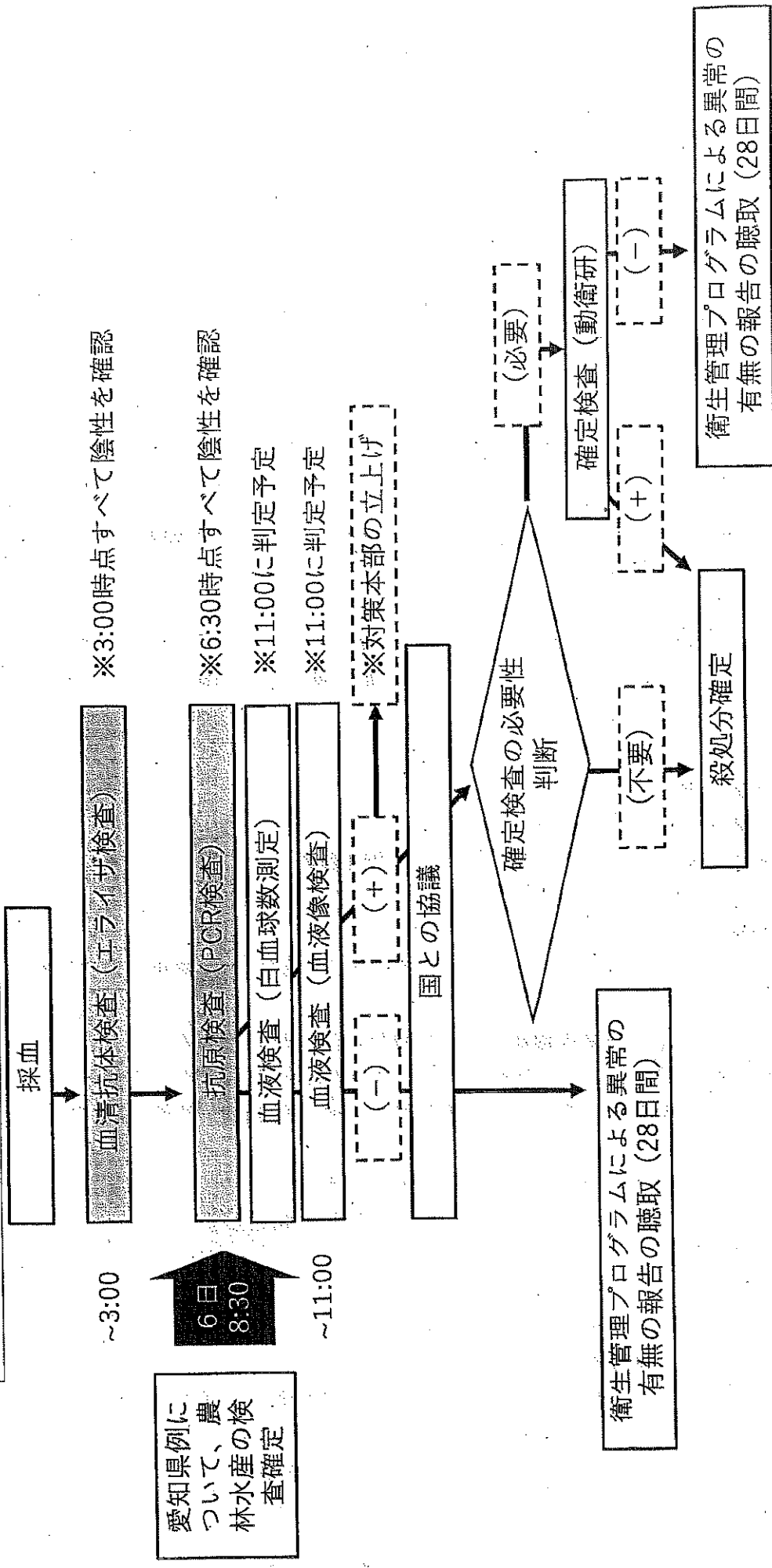
異常豚の報告をうけ、検査を開始した段階での公表は行っておりません。検査結果が陰性となった場合は公表しないこととなっています。

検査結果が陽性となった場合は、国の基準に従って、本部員会議資料として、公表することになります（参考）。

これについては、高病原性鳥インフルエンザの場合も、2段階の簡易検査陽性で、市町名、飼養頭数の公表することとしています。

なお、今回の豚コレラの事例は、レアケースとして、他県の発生からの疫学関連家畜飼養農場と指定されたため、県名、頭数のみの表記となりました。

三重県における豚コレラ検査対応のフロー



プレスリリース

平成 年 月 日
農 林 水 産 省
[○ ○ 県]

豚コレラの（疑似）患畜の確認について

- ・本日、家畜伝染病である「豚コレラ」の（疑似）患畜が○○県〔県内〕で確認されました。
- ・当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養豚（いのしし）の移動を自粛しています。なお、豚コレラは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、現に慎むようお願いします。

1 農場の概要

所在地：○○県○○市○○

飼養状況：○○豚（いのしし） 飼養頭数 ○○頭

2 経緯

- (1) ○○月○○日、○○から○○である旨、○○家畜保健衛生所に通報がありました。
- (2) 同日、○○家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行うとともに、同県病性鑑定施設で実施した抗原検査（RT-PCR 検査、蛍光抗体法）で陽性となったため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門に検体を送付しました。
- (3) 同研究部門による遺伝子解析の結果、豚コレラウイルスに特異的な遺伝子を確認したことから、豚コレラの（疑似）患畜と判定しました。

3 今後の対応

農林水産省は、本日の豚コレラ防疫対策本部で決定したとおり、以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。

- (1) 「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成 年 月 日農林水産大臣公表）に基づき、当該農場の飼養されている豚等のと殺、埋却及び移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施する。